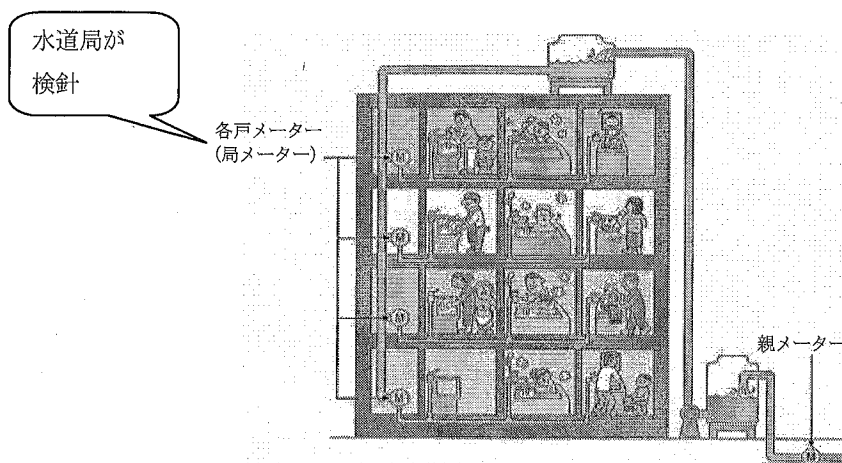


共同住宅の各戸検針及び各戸徴収方式（普通式）の概要

「普通式」とは、水道局が共同住宅の各戸にメーターを設置し、各戸メーターの検針及び水道料金等の徴収を行う方式で、平成23年4月から導入します。



(1) 「普通式」の主な適用条件等

- ① 水道局が給水する民間の共同住宅（住居が2戸以上）であること。
- ② 各戸メーターの設置場所等は、検針・取替等、維持管理に支障がないなど、水道局の定めるメーター設置基準に適合していること。
- ③ オートロックの場合、その解除方法を届け出ること。 など

※ 既存の共同住宅を普通式に変更する場合、次の条件が加わります。

- ① 共同住宅の所有者等が設置した各戸メーターは、水道局に無償譲渡すること。
ただし、普通式の申請書受理日において、各戸メーターの検定有効期限が6か月以上残っていることが条件です。なお、各戸メーターの検定有効期限が6か月未満又はメーターが設置されていない場合は、所有者等で新たに設置していただきます。
- ② 普通式の申請前に、給排水設備課と事前協議を行うこと。
「共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議書」が必要なときは、給排水設備課へお越しください。ただし、事前協議書の受け付けは平成23年4月1日からです。

(2) 事前協議に必要な書類等（給排水設備課への提出書類）

- ① 共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議書
- ② 既存の共同住宅を表す図面等（位置図、給水装置図及び受水槽以下給水設備図（既存の写しでも可）、メーター室詳細図（メーター設置図、平面図及び側面図）、メーター（室）現況写真）
- ③ 各戸メーター一覧表（又は、遠隔指示メーター検満取替表）
- ④ その他、管理者が必要とする書類

(3) 給水負担金の取扱い

- ① 平成23年4月1日以降に工事申請する共同住宅で「普通式」を選択される場合は、親メーターの口径に基づく給水負担金ではなく、各戸メーターの口径に基づく給水負担金の合計額（戸数分）を負担していただきます。

(普通式の給水負担金の算定例)

10戸の共同住宅で共同の散水栓が1箇所設置してある場合
(各戸及び散水栓のメーター口径は13mmとする)

$$73,500\text{円} \quad \times \quad 11\text{戸} \quad = \quad 808,500\text{円}$$

(各戸メーター口径φ13の給水負担金額) (戸数+共用施設) (納める給水負担金額)

- ② 既存の共同住宅を普通式に変更する場合で、内部の改造工事や給水方式の変更などに伴い、親メーターの口径が大きくなる場合は、現在の親メーター口径に基づく負担金と、変更後の親メーター口径に基づく負担金との差額を負担していただくこととなります。

※既存の共同住宅とは、平成23年3月31日までに給水負担金を納入した建物です。

(4) 普通式による給水申込み手続き（新設建物の場合）

① 給水装置工事の申請

共同住宅を表す図面（給水装置工事申請・設計書、排水設備工事申請・設計書、各戸メーター設置部分図（メーター設置図、パイプシャフト内配管・寸法等を記入した平面図及び側面図）、受水槽以下設備図（全体の配管状況、受水槽及び付帯設備）、各戸メーター一覧表（メーター出庫用）、その他管理者が必要とする書類）により、給水装置の構造、材質及び各戸メーターの設置状況について審査を行います。

② 給水負担金等の納入

給水負担金及び設計審査・工事検査手数料を納入していただきます。

③ 工事の着工

給水装置及び受水槽以下設備工事に着工していただき、水道局が親メーター・各戸メーターを貸与します。

④ 完成検査

水道局が給水装置の完成検査に伴い各戸メーターが「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準」に合致しているか確認します。

⑤ 普通式の申請

「共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する申請書」に必要な書類（次ページ参照）を添付のうえ、提出していただきます。

⑥ 契約の締結

「共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する契約書（普通式）」に記名・押印して3部提出していただきます。水道局長の記名・押印を行い、1部を所有者、1部を総代人にお渡しします。

⑦ 各戸検針取扱いの開始

各戸検針及び各戸徴収を開始します。

⑧ 各戸メーター取替え

水道局が各戸メーターの検定有効期間満了又は故障等の発生時に取替えを行います。

※ 既存の共同住宅から普通式への変更を希望する場合は、事前協議が必要となるなど、若干取扱いが異なります。

(5) 普通式申請に必要な書類（営業課への提出書類）

① 共同住宅の各戸検針・各戸徴収に関する申請書

〔添付書類〕

- ・総代人選定（変更）届
- ・各戸の使用人名簿
- ・各戸メーター一覧表（検査済）の写し〔新設時のみ〕
- ・共同住宅の各戸メーター無償譲渡申出書兼各戸メーター製造番号等一覧表〔既存から変更時のみ〕
- ・給水装置工事申請・設計書の写し
- ・排水設備工事申請・設計書の写し
- ・オートロック解錠措置（変更）届
- ・共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議書の写し〔既存から変更時のみ〕
- ・区分所有者全員の同意書又は管理組合総会の議事録（全員の同意があると認められるもの）の写し〔既存から変更時のみ〕

② 各戸検針・各戸徴収（普通式）に関する契約書

③ その他、管理者が必要とする書類

(6) その他

従来どおり、遠隔指示メーターにより各戸検針及び各戸徴収を行う「遠隔式」や、親メーターを検針し、建物全体分の水道料金等を一括徴収する「一括式」（アパート料金適用を含む。）を選択することもできます。

各戸メーターに関する主な適用条件

(1) 設置場所等

- ①給水栓より低位で容易に検針できる箇所で、取付高さが床面から概ね800mm以下とすること。
- ②メーターは水平に設置すること。
- ③点検がしやすく、常に乾燥して雨水等が入らず、損傷及び盗難のおそれがない場所とする。
- ④使用者が不在でも容易に検針並びに取替ができる場所とする。
- ⑤地下式のメーターボックスを使用する場合は、管理者が承認したメーターボックスを使用すること。
- ⑥パイプシャフト内に設置する場合は、維持管理に支障のないよう壁面や床面との離隔を確保すること。
- ⑦建物内に設置する場合は、取替等による水漏れにより、階下に被害を及ぼさないよう、防水又は排水に必要な措置を施すこと。
- ⑧他の配管等との離隔は、概ね左右100mm以上、上下200mm以上の間隔を設け、取替等に支障がない箇所（位置）に設置すること。
- ⑨必要に応じて凍結防止のため保温措置を施すこと。
- ⑩給水管の露出部分は、たわみ、振れ等を防ぐため、適当な間隔で取付器具等、その他を用いて建物等に取り付ること。
- ⑪各戸メーターには、わかりやすい箇所に部屋番号等を記載した札を取り付けること。

(2) 逆流防止装置の設置

- ①新設については、局指定のメーターユニット、又は各戸メーターの上流側に接してボール式伸縮止水栓を下流側に逆止弁を設置すること。
- ②既設については、原則として新設の場合と同様とする。ただし、これによりがたい場合は、各戸メーターの上流側に接して伸縮止水栓を下流側にメーター用継手の設置を行うか、又は、各戸メーターの上流側に止水栓をメーターに接してメーター用伸縮継手を設置することができる。なお、店舗及び事務所等が存する場合は、当該メーターに接して必ず逆止弁を設置すること。